

# 進路だより

# 9月号



都立光明学園校長 田村 康二郎  
担当：支援部進路指導

## <都内公立中学校第3学年生徒が対象！中学校英語スピーキングテストについて>



今年度より実施される中学校英語スピーキングテスト（以下、テスト）の概要を下表1にまとめました。本校高等部の入学相談は対象となりませんが、このテストの結果が都立高入試に活用されることとなります。「国際教育・東京ポータル」で検索すると、このテストの過去問題を確認することができますので、今年度の受験予定者も含めて、他の都立高校受験を検討している方はぜひ御確認いただき、実際のテストを体験してください。

**\*表1：中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の概要\***

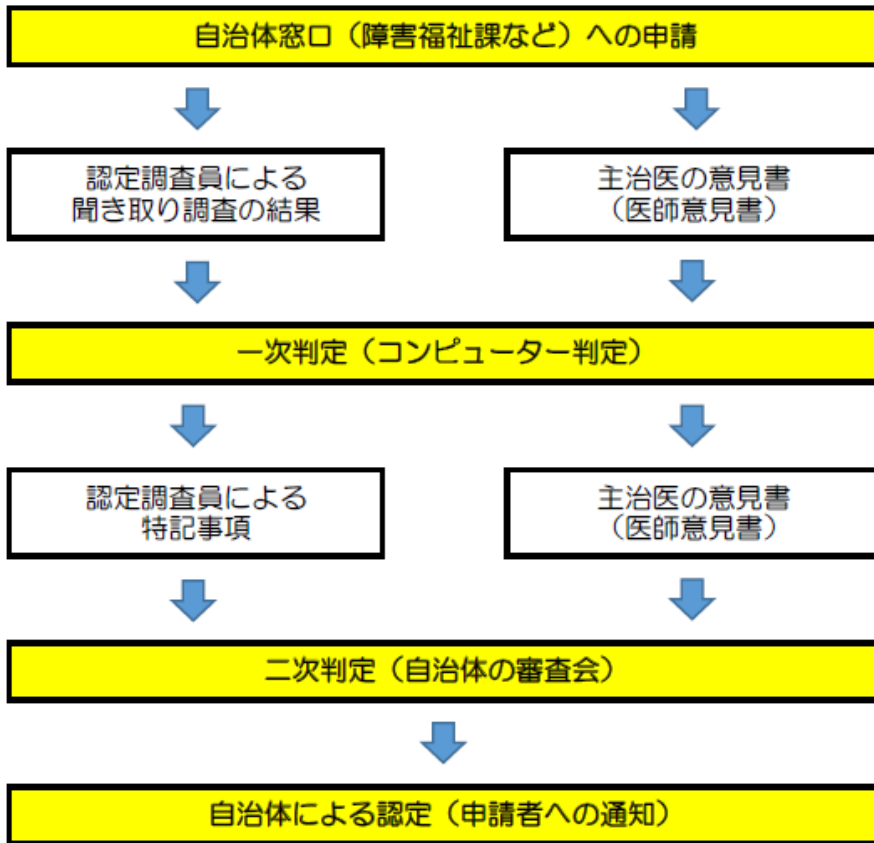
実施日	令和4年11月27日（日） ※予備日：令和4年12月18日（日）
会場	都立学校、民間施設等
流れ	◆特別措置申請：令和4年7月上旬～8月上旬 ※該当者のみ、受験申込み前に申請が必要 ※やむを得ない理由により申請ができなかった生徒に対し、8月19日（金）17時まで申請期間を延長 ◆受験申込み：令和4年7月上旬～9月上旬 ◆テスト結果の受け取り：令和5年1月中旬 ※予備日受験の場合は、令和5年1月下旬
特別措置	特別な配慮が必要な方向けに設定。複数区分の申請も可能（ただし、一部の措置区分で同時申請は不可）。区分は「視覚関係（点字・弱視関連）」「視覚関係（色弱関連）」「聴覚関係」「きつ音・発話障害関係」「上肢不自由」「発達障害」「下肢不自由」「その他（持病・心理面での配慮が必要な場合等）」「日本語の補助」の9つ。 ※「きつ音・発話障害関係」について事前申請があった生徒に関しては、採点時に「注意深く聞く」という配慮を行う。この「注意深く聞く」という配慮には、症状として可能性のある難発（言葉が出せずに間を空くこと）や連発（音を繰り返す）などについても含む。
備考	◆やむを得ない理由により、受験できない生徒又は受験できなかった生徒に対する措置 中学校長が所定の申請書を東京都教育委員会に提出し、承認された生徒に対しては、都立高校入学者選抜学力検査におけるESAT-J 不受験者の扱い（令和4年5月26日教育委員会報告）とする。 ※受験できなかった生徒に対する措置は、令和4年9月公表予定の「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜実施要項・同細目」において定める。

## <80項目の調査を経て認定！「障害支援区分」の手続きについて>

障害支援区分は「障害のある方が必要とする支援の度合いを総合的に示すもの」です。1～6の区分に分けられています。6区分に近づくにつれて、支援の度合いが高くなることを示します。1～6の区分ではなく、非該当と判定される場合もあります。

障害支援区分の認定を受けるためには、自治体担当窓口へ申請して認定調査を受ける必要があります。認定調査は、認定調査員による自宅への訪問調査や主治医の意見書などに基づいて実施されています。自治体の担当窓口へ申請してから通知までの流れは裏面表2のとおりです。

**\*表2:障害支援区分の認定手続きの流れについて\***



区分は一次判定と二次判定により認定されます。一次判定では、認定調査員による80項目の聞き取り調査結果と医師の意見書の一部に基づいてコンピューターが判定しています。自治体の審査会による二次判定では、認定調査員による特記事項（特別に書き記した項目）などをもとにして、総合的に支援区分を判定することになります。

障害支援区分の認定調査項目は、「移動や動作等に関連する項目（12項目）」「身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）」「意思疎通等に関連する項目（6項目）」「行動障害に関連する項目（34項目）」「特別な医療に関連する項目（12項目）」の計80項目となっています。

聞き取り調査が80項目におよぶため、場合によっては調査時間が2時間程度もかかったという報告も受けています。インターネットで検索すると、厚生労働省等のサイトで80項目の詳細が掲載されています。気になる方はぜひ検索ください。

なお、この障害支援区分は、障害者総合支援法に係る障害福祉サービス（生活介護事業所の通所、短期入所など）の利用をするために認定が必須です。そのため、18歳の誕生日の2～3か月前に自治体担当者（地区担当者）から御家庭へ連絡が入ることになります。基本的に高等部3年生が調査対象となりますので、18歳の誕生日になっても連絡がない場合は、御家庭から地区担当者へ連絡・確認しておくとう安心です。



**<2学期の出張販売が始まりました！9月の出張販売予定について>**

北棟2階職員室前ホールにて、9月も下表3のとおり出張販売を実施します。放課後に本校にお立ち寄りの際は、ぜひ売り場まで足を運んでいただけますと幸いです。秋バージョンの新商品や売れ筋商品を各事業所が多数用意されています。商品購入の際は販売員に本日のおススメなどをぜひ御確認いただき、自分好みの素敵な商品を購入ください。



**\*表3:9月の出張販売予定について\***

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
			1	2
5 まもりやま工房	6 まごの手便	7 かみよん工房	8	9
12	13 ワークイン翔	14 はーとあーす世田谷	15 渋谷まる福	16
19	20	21	22	23
26	27 喜多見・上町	28 はーとあーす世田谷	29	30 まごの手便

※出張販売を行わない日程は灰色で塗りつぶしています。御承知おきください。

## <重症心身障害者・医療的ケア対応！シェアハウス「IDEAL(アイデアル)」について>



8月15日、世田谷区に重症心身障害者・医療的ケア対応のシェアハウス「IDEAL」がオープンしました。障害者総合支援法の「共同生活援助」や世田谷区のバリアフリー条例の基準に沿ったつくりとなっており、現在、医療的ケアが必要な方はもちろん、この先医療的ケアが必要な状況になっても安心して暮らしていける環境を整えているとのことです。興味ある方は、まずホームページで検索・確認いただき、下記に連絡の上、ぜひ内覧等行っていただければと思います。現地訪問の際は、感染予防対策として、マスク着用・手指消毒等に御協力ください。

○住所及び連絡先：シェアハウス「IDEAL(アイデアル)」 世田谷区上祖師谷5-8-21  
TEL：03-5727-8155、FAX：03-5727-8156  
メール：ideal-info@habing.co.jp 【運営】株式会社 HABING

## <8月中に実施！他校保護者との「すきっぷ合同見学会」について>

8月22日(月)の13時30分から就労支援事業所すきっぷの第1回見学会を実施しました。この見学会は、世田谷区を通学区域とする特別支援学校高等部の保護者のみを対象としたものです。事情で当日欠席される方もいらっしゃいましたが、当日は丁寧に施設概要の説明や活動見学、質疑応答も行ったとのことです。当日参加された保護者の皆様からのアンケートにあった質問への回答書は、当日参加された方及び欠席された方に配布しています。



第2回の見学会は11月に実施予定とのことで、10月に日程が確定次第、改めて参加募集案内を配布する予定です。この見学会は、前述のとおり「保護者のみが対象」となっており、生徒の参加はできませんので御注意ください。

## <視線入力装置で白熱の試合！重度障害児・者のe-スポーツ全国大会について>

8月27日(土)の夜、分身ロボットカフェ DAWN ver.β及びオンラインのハイブリットでe-スポーツ大会「アイ♡スポ フローレンス杯」が開催されました。今大会には、青森・岩手・東京・神奈川・三重・奈良・滋賀・岡山・鹿児島県の9都県から17名の選手(5~24歳)が参加しています。実施した競技は、スイッチを押した分だけ走る「徒競走」、スイッチを押した分だけ引く「綱引き」、視線を動かしてたくさん色を塗る「対戦ぬりえ」の3種目です。いずれもエキシビジョンマッチではありましたが、実況に盛り上げられて、白熱した試合が行われました。



こういったツールを活用することで、多くの可能性が具体化できそうに感じています。今後の展開が気になる場所ですので、次回の開催情報等が入りましたら、改めて情報提供したいと考えています。なお、この大会の様子は、大会名である「アイ♡スポ フローレンス杯」で検索いただくと、当日の動画を視聴することができます。興味のある方はぜひ検索・視聴ください。

## <スポーツ・レクリエーション交流事業を実施！世田谷区からの開催案内について>

世田谷区からスポーツ・レクリエーション交流事業(以下、交流事業)の講習会及び体験会開催案内が届きました。交流事業(参加費無料)の概要は下表4のとおりです。体験会については、別途配布していますチラシも御確認ください。講習会・体験会は共に申込期限が決まっていますので、参加を希望する方は、期日までにFAXにて参加申込みが必要です(参加者へは後日参加案内が届きます)。交流事業についての御質問等は、下記問合せ先に直接御連絡ください。

\*表4:世田谷区のスポーツ・レクリエーション交流事業について\*

事業名	開催日時	会場	申込期限
講習会	第1回：11/27(日) 13時~17時	希望丘地域体育館 (世田谷区船橋6-25-1)	10/28 ※定員50名
	第2回：12/11(日) 9時~16時		
	第3回：2/19(日) 9時~16時		
体験会	第1回：12/11(日) 13時~16時		11/11
	第2回：2/19(日) 13時~16時	1/6	

※講習会・体験会とも「世田谷区に在住・在勤・在学の方」が対象です。講習会は3回受講できることも参加条件となっています。講習会の定員を超える場合は抽選となります。

○申込み・問合せ先：世田谷区スポーツ推進部スポーツ推進課

TEL：03-5432-2742、FAX：03-5432-3080

### <オンラインツールで実施！企業の協力で実施する進路行事について>

2学期以降に実施する企業と連携して実施する進路行事は下表5のとおりです。いずれの進路行事も、キャリア教育の場としてオンラインツールを活用して実施しています。コロナ禍以前、これらの行事の多くは、企業本社ビルを会場に実施していましたが、オンラインを活用するようになってからは、参加する生徒数が右肩上がりが増えていきます。各行事の実施後、参加した生徒の様子などについては、進路だよりで改めて報告する予定です。御期待ください。



\*表5:オンラインを活用した進路行事について\*

行事名	開催予定日	協力企業・団体	参加予定
パークレイズツアー	10 / 4 (火)	パークレイズ証券株式会社	S部門 高等部1年生
遠隔社会見学	10 / 13 (木)	沖ワークウェル株式会社	B部門 分教室拠点児童
職場見学会	10 / 17 (月)	日本マイクロソフト株式会社 株式会社日本ヒューレッドパッカー	S部門 中学部生徒
テレワーク 学習会・体験会	12月及び2月に実施予定	沖ワークウェル株式会社 社会福祉法人東京コロニー(予定)等	S部門 高等部生徒
オンライン講習会	2学期中に複数回実施予定	日本マイクロソフト株式会社	B部門 高等部1年生

※掲載行事の参加対象児童・生徒へは、別途、開催案内・参加申込書を配布する予定です。

### <受験案内の配布開始！大学入学共通テストについて>



大学入試センターは、大学入学共通テスト(以下、共通テスト)出願の具体的手続きや共通テスト実施に関する詳細を記載した受験案内を9月1日(木)から配布をしています。下表6は今年度の共通テスト実施の概要をまとめたものです。出願期間が迫っています。共通テストの受験を希望する高等部3年生は、志願表に検定料受付証明書を添えて担任まで提出ください。在校生の出願は学校が一括して郵送対応することになっています。

総合型入試を受験する場合、すでに出願が始まっている大学もあります。志望大学の受験スケジュールについては、受験方法も含めて、早めに確認・管理しておく安心です。

\*表6:共通テストの実施概要について\*

出願資格	共通テストに出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者(以下、入学志願者)であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和5年3月修了見込みの者 (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者
出願	出願の期間は「令和4年9月26日(月)~10月6日(木)まで」とする
検定料	(1) 3教科以上を受験する場合：18,000円 (2) 2教科以下を受験する場合：12,000円 ※検定料の払込期間は、令和4年9月1日(木)~10月6日(木)までとする。

<p><b>確認 はがき の送付</b></p>	<p>出願を受理した入学志願者に対し、確認はがきを令和4年10月下旬までに送付し、志願票記入事項の登録内容についての確認を求められます。入学志願者は、受験教科等の訂正が必要な場合には、大学入試センターに届け出ることが必要。</p>
<p><b>受験票 の送付</b></p>	<p>出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための共通テスト成績請求票等を令和4年12月中旬までに送付する。</p>
<p><b>試験場 の指定</b></p>	<p>(1) 共通テストの試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。  (2) 出願を受理した入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。  ①高等学校又は中等教育学校を令和5年3月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く）については、在学する学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場  ②①以外の者については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場</p>
<p><b>試験 実施 期日等</b></p>	<p>(1) 共通テストの実施期日は「令和5年1月14日（土）及び15日（日）」とする  (2) 疾病、負傷等やむを得ない事情により、共通テストを（1）に定める期日に受験できない者を対象として「令和5年1月28日（土）及び29日（日）」に追試験を実施する。  (3) 雪、地震等による災害その他特別の事情により、共通テストを（1）に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について「令和5年1月28日（土）及び29日（日）」に再試験を実施し、当日の実施が不可能な場合は、この期日により後にできるだけ速やかに実施する。</p>
<p><b>障害等 のある 入学志 願者に 対する 受験上 の配慮</b></p>	<p>共通テスト実施にあたっては、障害等のある入学志願者に対し、障害等の書類・程度に応じ、申請に基づき審査の上、次のような配慮をする。  (1) 「点字による出題・解答」「拡大文字による出題」「試験時間の延長」「マーク方式によらない文字またはチェックによる解答」「代筆による解答」「手話通訳者の配置」「介助者の配置」「特定試験室の指定」「パソコンの利用」など  (2) 重度難聴者などリスニングを受験することが困難な者については、リスニングの受験を免除</p>